

一般社団法人全日本かるた協会表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本かるた協会（以下「本協会」という。）の表彰制度に関する規程を定めるものである。

(表彰の対象)

第2条 本協会は、次の各号に該当する場合に表彰する。

- (1) 本協会の発展に顕著な功績があった個人又は団体
- (2) 国家、社会的に貢献し、本協会の名誉を著しく高めた個人又は団体
- (3) 本協会の役員として永年貢献した者が退任する場合
- (4) 競技大会における特別な記録を樹立した個人又は団体
- (5) その他、表彰に値する功績のあった個人又は団体

(表彰の種類)

第3条 本協会は、次の各賞を制定し表彰するものとする。

- (1) 特別功労賞
- (2) 功労賞
- (3) 百人一首奨励賞
- (4) 永世名人、永世クイーン
- (5) 競技大会特別記録賞
- (6) 競技会年間賞
- (7) 特別記念事業表彰

(表彰の時期等)

第4条 特別功労賞及び功労賞は、総会の席上において行う。ただし本部役員在任中の者は、功労段位の允許・免許を除きその他の表彰を行わない。

- 2 百人一首奨励賞は、総会又は受賞者最寄の主催大会会場において行う。
- 3 永世名人、永世クイーンの称号授与と表彰は総会の席上において行う。
- 4 競技大会特別記録賞は、当該大会の席上において行う。
- 5 競技会年間賞は総会の席上において行う。
- 6 特別記念事業表彰は、当該記念事業の会場において行う。

(表彰の内容)

第5条 表彰は、表彰状又は感謝状を授与し、記念品等を贈る。

- 2 特に必要な場合は、前項の表彰に加え、称号を贈り顕彰する。

(特別功労賞の基準)

第6条 特別功労賞の基準は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号から第3号に該当する功績があると理事会が認めた個人又は団体
- (2) その他、上記各号に準ずる格別の功績のあった個人又は団体

(功労賞)

第7条 功労賞は役職及び在任1年あたりの基礎点を基に、次の基準により表彰する。

- (1) 第1級表彰 基礎点数の合計が 700 点に達した者
- (2) 第2級表彰 基礎点数の合計が 500 点に達した者
- (3) 第3級表彰 基礎点数の合計が 300 点に達した者
- (4) 第4級表彰 前号の点数に未達ながら本協会の発展に尽力した者

(功労賞の基礎点数)

第8条 前条の基礎点数は、在任1年あたり次のとおりとする。

- (1) 会長 120 点
 - (2) 副会長・専務理事 120 点
 - (3) 常務理事・理事・監事 80 点
 - (4) 支部長 70 点
 - (5) 都道府県協会長 60 点
 - (6) 登録会会長・連絡責任者又はこれに準ずる者 50 点
 - (7) 本部専門部員等これに準ずる者 40 点
- 2 在任期間中上記各号の要職を兼務する場合は、いずれか高い方を基礎点数とする。
- 3 前条の第4号の表彰は、理事又は支部長から推薦があり理事会で認めた者とする。

(百人一首奨励賞の対象)

第9条 百人一首奨励賞は、百人一首の普及・振興、競技かるたの指導、競技大会の開催等地道な活動に対し、この賞を贈り奨励する。

- (1) 競技かるたの指導・普及に顕著な実績を上げている個人又は団体
- (2) 競技かるた大会を永年に亘って開催してきた団体
- (3) 小倉百人一首に関する調査研究、広報、企画活動に顕著な業績を上げた個人又は団体
- (4) 有意義な百人一首教材の開発、指導書の発表等を行なった個人又は団体
- (5) その他上記に準ずる活動を続けている個人または団体

(百人一首奨励賞の選考方法)

第10条 百人一首奨励賞は、理事又は支部長の推薦により、理事会で認めた個人又は団体を表彰するものとする。

(タイトル戦の永世称号)

第11条 本協会は、名人在位を連続5期又は通算7期保持した者に「永世名人」、クイーン在位を通算5期保持した者に「永世クイーン」の称号を贈り表彰する。 △

2. 本協会は、全日本選手権大会、全国選抜大会、女流選手権大会をそれぞれ連続3期又は通算5期保持した者に、それぞれ「永世選手権者」「永世選抜覇者」「永世女流選手権者」の称号を贈り表彰する。 △

(競技大会特別記録賞)

第12条 本協会は、次の者を対象に競技大会特別記録表彰を行う。

- (1) 本協会主催大会及び公認大会において以下の実績を残した者
ア. 同一大会（個人戦）において通算5回優勝した者

- イ. 小・中学生及び高校生大会においてそれぞれ全学年で優勝した者
 - ウ. 団体戦に通算 5 回優勝した団体
 - エ. 本協会主催大会及び公認大会 A 級優勝通算 15 回、30 回、50 回にそれぞれ達した者
- (2) その他 上記に準ずる輝かしい記録を樹立した者

(競技会年間賞)

第 1 3 条 本協会は、年度内競技大会における A 級選手の成績、記録により次の年間賞の表彰を行う。

- (1) 最優秀選手賞 年間最優秀選手を選び表彰する。
- (2) 最多勝利者賞 年間最多勝利者を表彰する。
- (3) 勝率第 1 位 主催大会及び公認大会年間 25 試合以上の者の中から勝率第 1 位を表彰する。
- (4) 三冠王 名人位又はクイーン位と全日本かるた選手権大会、全国選抜かるた大会の三大タイトルを同一年度内に獲得した者を表彰する。
- (5) 連勝記録賞 年度内連勝記録者を表彰する。
- (6) 最多試合賞 年間最多試合者を表彰する。
- (7) 新人賞 A 級入り新人で当該年度及び次年度期間中に A 級優勝を果たした者を表彰する。
- (8) その他競技関係者として表彰に値する活躍をした者を表彰する。

(年間賞選考委員会の設置)

第 1 4 条 年間賞の選考は、競技かるた部に年間賞選考委員会を設置し、毎年度末に各賞の受賞者を選考する。

(特別記念事業表彰)

第 1 5 条 本協会は、特別記念事業等の開催に当たり、その事業等への貢献に照らして功労者を表彰することができる。

- 2 なお、その表彰対象は、第 2 条第 1 号から第 3 号に匹敵する功績があると、理事会が認めた個人又は団体とする。

(規程の改廃)

第 1 6 条 この規程は、理事会での決議を経て、改廃することができる。

(補 則)

第 1 7 条 この規程に定めるもののほか、本協会の表彰制度に関する必要な事項は、理事会の同意を得て、会長が別に定める。

附 則

- 1. この規程は、2016年4月1日から施行する。
- 2. この規程は、2019年12月1日から改定施行する（改定箇所：△印）